

紀 要

第 5 号

目 次

序

1. 滋賀県出土の埴輪資料集(その2) …………… (稲垣 正宏・平井 佳子)
 2. 粟津湖底遺跡の地形環境 …………… (伊庭 功)
 3. 京のキリシタン
—京都市内出土のキリシタン墓碑と
キリスト教徒の動向に関する覚書— …………… (上垣 幸徳)
 4. 坂田酒人氏について
—平城京「二条大路木簡」の発見と関連して— …………… (大橋 信弥)
 5. 人はそれでもタンパクシツを欲した
—土錘出土量から見た近江における網漁の展開・特に中世—
…………… (大沼 芳幸)
 6. 近江岡坂田荘の開発(上)
—長浜市大東遺跡を中心として— …………… (北村 圭弘)
 7. 中世墓地にみる集団構造
—その基礎的操作(1)— …………… (瀬口 眞司)
 8. 滋賀県内出土漆製品集成 一前編一 …………… (中川 正人)
 9. 草津市中畑遺跡出土の平安時代鞆について …………… (平井 美典)
-
-

1992. 3

財団法人 滋賀県文化財保護協会

4. 坂田酒人氏について

— 平城京「二条大路木簡」の発見と関連して —

大橋 信 弥

はじめに

近江国坂田郡を本拠とする古代豪族としては、息長氏がつとに著名であるが、息長氏の勢力圏は坂田郡の南半部である天野川（息長川）流域であって、坂田郡の北半部の姉川左岸扇状地に広がる長浜平野には、四世紀後半から六世紀中葉に至る、一列の首長墓（坂田古墳群）が存在し、息長氏を稜駕する豪族が想定され、それを私は坂田酒人氏にほかならないと考えている^①。ところが、坂田酒人氏については、奈良時代以降の史料では比較的広く確認されるにもかかわらず、『古事記』・『日本書紀』（以下『記・紀』と略記）には、その名が全くみえず、坂田郡北部に分布する坂田古墳群の被葬者を、坂田酒人氏或はその前身氏族とすることに疑問も出されている^②。前稿においては、主題とも関連して、坂田酒人氏をめぐる問題については、論証を省略した点もあり、再考の準備をすすめていたところ、近年発見された平城京「二条大路木簡」の概報が相ついで刊行され^③、その中に近江国坂田郡関係、特に上坂郷にかかわる庸米荷札が多数含まれ、奈良時代における坂田郡上坂郷の氏族構成について、新しい知見を加えただけでなく、坂田酒人氏とかかわる人名も多くみられ、この機会に坂田酒人氏について、新発見史料も含めて、再考することにした。

1. 坂田郡の坂田酒人氏

奈良時代以降の坂田酒人氏については、これまでの論究によって、ほぼその実態が明らかにされており、各論者においても大きな対立はない。したがって、ここで特にふれる必要はないのであるが、上述したように坂田郡の古代豪族については、新出の資料もあり、ここではそれも視野におきつつ、あえて若干の整理を試みておきたい。

坂田酒人氏が史料上初見するのは、後に検討する『古事記』の記載を除けば、近年発見された、天平8年（736）前後とされる、平城京「二条大路木簡」の近江国坂田郡上坂郷庸米荷札にみえる、「上坂郷戸主坂田酒人真人乙刀麻呂」である^④。次の史料とも合せて坂田酒人氏の本拠が、考古学的にも坂田郡の中心とみられる上坂郷にあることを示唆している^⑤。そして奈良時代の坂田酒人氏の坂田郡における、地位を示すのが、天平19年（747）12月22日付の「近江国坂田郡司解婢売買券」と、天平宝字6年（762）8月18日付の「近江国坂田郡上坂郷長解写」である（いずれも『正倉院文書』）^⑥。前者には坂田郡大領坂田酒人真人新良貴の名がみえ、同氏が坂田郡の郡領氏族であることが確認される。なおこの時の少領は中臣嶋足、主帳は穴太村主麻呂で息長真人はみえない。志賀漢人の一族穴太村主氏が、この段階では主帳としてみえる点は注意される。後者には、坂田郡少領坂田酒人真人（欠名）がみえるほか、上坂郷長坂田酒人公田狭や、上坂郷人酒人吉公、酒人長人ら

がみえ、坂田郡の坂田酒人氏には、カバネ真人をもつ郡領氏族のほか、郷長クラスのカバネ公と称するもの、カバネを持たず単に酒人を称する、三つの階層のある点は注目されよう⁹⁷⁾。以上のように、奈良時代の坂田酒人氏は坂田郡上坂郷に本拠を置き、郡司を連任する郡領氏族として重きをなすとともに、その本拠上坂郷では、郷長に「公」姓のもの、その下にカバネをもたない酒人氏を配する、重層的な氏族構成をとる、伝統的な古代豪族であることが確認される。

平安時代前期にあっても、依然として坂田酒人氏は、坂田郡におけるその地位を維持していたらしい。弘仁6年(815)7月20日に奏進された『新撰姓氏録』の左京皇別には、「坂田酒人真人。息長真人と同じき祖」とあって、京貫の一族のあったことが知られるが、(1)天長9年(832)4月25日付の「近江国大原郷長解写」、(2)天長10年(833)2月30日付「近江国横川駅家長解写」、(3)承和3年(836)3月24日付の「近江国大原郷長解案」の三通の文書によって、その在地における動向が確認される⁹⁸⁾。

表1 『平安遺文』53・54・60号文書署名郡司

	53 (承和6年3月3日)	54	60
大 領	外正七位下 穴太村主牛養	外正七位下 穴太村主	外正七位下 穴太村主牛養
副擬大領	従七位上 息長真人福継	従七位上 息長真人	————
少 領	外従八位上 坂田酒人真人広公	外従八位上 坂田酒人真人	————
擬 少 領	大初位下 比瑠臣菌継	大初位下 比瑠臣	————
副擬少領	息長真人	息長真人	————
主 政	外大初位下 志賀忌寸	外大初位下 志賀忌寸	外大初位下 志賀忌寸
擬 主 政	大初位下 春日臣	大初位下 春日臣	大初位下 春日臣
副擬主政	大初位下 穂積臣	大初位下 穂積臣	————

まず(1)の文書には、承和6年(839)3月3日付で郡判が与えられており、少領外従八位上坂田酒人真人広公らの署名が添えられているし、(2)の文書にも、日付はないが郡判が与えられており、少領外従八位上坂田酒人真人(欠名)の署名もあったとみられる。また(3)の文書についても、日付はないが郡判が与えられ、大領外正七位下穴太村主牛養らの署名がみえる。これら三通の文書は、いずれも写であるため、本来の形を若干失っているが、三通の文書に署名する坂田郡の郡司を対比して表にする(表1)と明らかのように、氏名・官位ともに一致し、(2)・(3)の文書も、(1)と同様に承和6年3月3日付で郡判を与えられ、当時の郡司によって署名がなされたと考えられる⁹⁹⁾。したがって、承和年間の坂田郡の郡司の構成は、大領に穴太村主氏、副擬大領に息長真人氏、少領に坂田酒人真人氏、副擬少領に息長真人氏、主政に志賀忌寸氏などとなっており、坂田酒人氏の勢力が若干後退したのに対し、穴太村主氏の進出が著しいことが確認される。これは次にみる、息長・坂田酒人・穴太三氏の譜図提出と関連して注目されるが、弘仁14年(823)12月9日付の「近江国長岡郷長解」には、郡判を与えた坂田郡司として、坂田酒人氏の名はみえないが、大領に息長真人(欠名)、少領に穴太村主牛養がみえ、穴太村主氏が、坂田郡において、着々と地歩を固めつつある状況を確認することができる¹⁰⁰⁾。そして、それをより明確に物語るのが、『日本三代実録』貞観5

年(863)3月11日条の次の記載である。

十一日癸酉。詔令_下近江国坂田郡穴太氏譜図与_二息長。坂田酒人両氏_一同_レ卷進_上官

これは近江国坂田郡の豪族穴太氏の譜図を何んらかの理由によって、同じ坂田郡の豪族息長・坂田酒人両氏の譜図と合せて一卷として提出することを命じたものである。このこと自身穴太村主氏が、近江国坂田郡において、息長・坂田酒人両氏に比肩する実力と地位を得ていた徴証といえるが、佐伯有清氏はこの時に穴太氏の譜図提出が問題になったことについて、当時『新撰姓氏録』撰上とも関連して盛行していた「冒名冒蔭」の一事例と理解し、「同郷の氏族であるが同族ではない」三氏のうちの「穴太氏のものが、京の息長氏の氏姓を冒すものがあって、これを取調べるために譜図を提出させたのかも知れず」とされ、譜図提出の前月に、右京人従八位上息長真人浄主等の絶戸の決定が取消され、本貫への還附を許可している点(『三代実録』貞観5年2月17日条)をとらえ、浄主らが或は「穴太氏の系をひくもので、同郷の関係を利用して息長氏の絶戸に入り冒名冒蔭していた」可能性がある¹⁰⁾とされている。傾聴に値する見解といえよう。また、この時穴太氏の譜図が、息長・坂田酒人両氏の譜図に加えて一卷とされた点に注目された山尾幸久氏は、これより先に息長・坂田酒人両氏の譜図が、一卷にまとめて朝廷に提出されており、それが延暦の本系帳提出にかかわるもので、「8・9世紀の父の近江国坂田郡の土豪の中で、上記二氏の『本系』『譜図』は、国家が公認し掌握していたのである」とされ、息長・坂田酒人両氏の坂田郡における伝統的な勢力を示すものと理解された¹¹⁾。

以上の検討によって、奈良時代から平安時代前期における坂田酒人氏は、京貫のものも認められるが、近江国坂田郡においては、息長氏とともに、郡大領・少領を連任する郡領氏族として、その「本系」・「譜図」を国家が掌握する伝統的な古代豪族であったことが明らかになった。しかも、その本拠は坂田郡の歴史的・地理的な中枢である上坂(田)郷であり、その氏族構成においても、郡司に任じられるカバネ真人をもつもの、郷長クラスのカバネ公をもつもの、カバネをもたず単に酒人を称するものというように、重層的な構成をとっており、令制以前の支配構造を反映していると考えられる。したがって、坂田酒人氏のこのようなあり方は、令制以前に遡る可能性が高いと考えられ、次に『記・紀』にみえる始祖系譜の検討が必要となる。

2. 坂田酒人氏と坂田氏

さきに少しふれたように、平安時代前期の京貫の坂田酒人真人氏は、「息長真人同祖」を主張し、応神天皇の皇子稚渟毛二俣王の後裔と称していた。ところが、これに対応する『日本書紀』に記載はなく、対応するとみられる『古事記』応神天皇段の、いわゆる「若野毛二俣王系譜」、わけでもその子意富富杼王後裔氏族についての注記は、『古事記』諸写本の中で、特に異同の著しいものであり、多くの問題を残しているのである¹²⁾。ただかつては、諸本を校合した本居宣長が、「故、意富富杼王者、三国君・波多君・息長君・坂田酒人君・山道君・筑紫之米多君・布勢君等之祖也。」とする本文を校定しており、『新撰姓氏録』における坂田酒人氏の主張は、一応裏付けられる形となっていた¹³⁾。しかし、この宣長の見解については、「人制」・「複姓」を詳細に検討した直木孝次郎氏が、坂田酒人君が坂田君の枝氏と考えられるところから、宣長の考証は必ずしも根拠あるものではないとされた¹⁴⁾。佐伯有清氏も『日本書紀』

に坂田酒人氏の名がみえず、継体天皇元年3月癸酉条には、酒人公と坂田公の出自がみえ、天武13年10月己卯朔条のいわゆる天武八姓において、坂田公と酒人公とが、ともに真人の姓を賜わったことがみえる点などから、直木説を支持し、もともと「息長君・坂田君・酒人君」とあったのではないかとされている。そして『古事記』が意富富杼王を始祖とし、『日本書紀』が継体皇子を始祖とする所伝を載せる点については、同じく『古事記』が意富富杼王を始祖としながら、『日本書紀』では継体天皇の皇子、椀子皇子を祖とする所伝をもつ三国君の例をあげて、必ずしも異例なことではないとされた⁽¹⁸⁾。

直木・佐伯両氏の指摘によって、『古事記』の意富富杼王後裔氏族の注記に関する宣長説は、もはや成立し難くなったといえるが、議論がいわゆる諸本の校定といった部分から離れ、坂田酒人氏が坂田氏の支族なのか、或は別氏なのかといったところに集中しているのは問題であるし、山尾幸久氏が指摘されているように⁽¹⁹⁾、真福寺本や前田家本・猪熊本などの古写本が、意富富杼王後裔氏族を8氏ではなく7氏とすることで一致しているなど、依然問題も残っていると考える。しかしこのことに、ここでこれ以上論及する準備も能力もないので、他日を期すこととして、いちおう直木・佐伯説に依拠して、以下の検討をすすめることにしたい。

坂田酒人氏が『古事記』の意富富杼王後裔氏族にみえないとするなら、奈良時代以前の坂田酒人氏は、宣長をはじめ直木氏らが指摘されるように、もともと坂田郡で有力であった坂田氏の支族であり、奈良時代以降有力化して、その地位を取ってかわったのであろうか。周知のように坂田氏の動向については、佐伯氏や山尾氏が、『日本書紀』欽明天皇32年3月条などに遣新羅使としてみえる坂田耳子郎君や天武天皇5年9月是月条にみえる壬申の功臣坂田公雷のように、中央で活躍するものが多いことを指摘して、早く中央豪族化し、大和国高市郡坂田に本拠があったと推測されている。そしてこれに替って在地では、その支族とみられる坂田酒人氏が有力化したとされるのである⁽²⁰⁾。しかしながら、一般に地方豪族が中央豪族化したとしても、その基盤は在地にあるのが通例で、国家機構が整備された律令国家においてでさえ例外ではないのである。まして未熟な機構的整備段階である令前において、在地から離れた純粋な中央豪族化が可能であったとは考えられないのである。同じ坂田郡の豪族である息長氏の場合でも、中央進出後も、依然として在地に基盤を置いているし、逆にその一族とみられる息長丹生真人氏の場合には、中央豪族化の傾向が認められるのである⁽²¹⁾。しかも右にみたように、『新撰姓氏録』では、坂田酒人真人氏は、左京皇別に「息長真人同祖」とみえるが、同じ左京皇別にみえる坂田真人氏は、「継体皇子仲王後出自」と主張しており、坂田真人氏の一族というより、息長真人氏の支族のごとき存在形態を示しているのである。この点については、早く中央豪族化した坂田氏より、在地で密接な関係にあった息長氏との同祖結合を優先したとする解釈もあるが⁽²²⁾、必ずしも説得力があるとは思われない。

ところで、坂田酒人氏を坂田氏の支族とする見解の根底には、右にみたように坂田氏が早く中央豪族化し、坂田郡内における基盤を失ったとする考え方があることは間違いないところであろう。しかし、さきに少しふれた平城京『二条大路木簡』の中で一群をなす、近江国坂田郡上坂郷麻米荷札に、「上坂郷野家里戸主坂田真人西麻呂」や、「上坂郷戸主坂田真人須我而」・「上坂郷有羅里戸主坂田老」などの記載があり⁽²³⁾、坂田郡の中核上坂郷において、その存在が確認されるのである。

坂田氏も坂田酒人氏と同じように、依然として奈良時代にあっても、在地における基盤を維持していたことが確認されるのであって、坂田氏の中央豪族化という視角から、坂田酒人氏との関係を考えるみかたに、再検討を促すものである。本来、近江国坂田郡においては、坂田酒人氏と坂田氏が、上坂郷を中心とする地域に並存し、どちらかといえば、上述のように坂田酒人氏が息長氏とともに、坂田郡の郡領氏族として、坂田氏を上廻る勢力をもっていた可能性が強いのである。そして実は右にみた『二条大路木簡』には、「近江国坂田郡上坂郷戸主酒人真人色測」と「近江国坂田郡上坂郷戸主酒人公緒士」の名もみえ⁽²²⁾、坂田酒人氏と坂田氏に加え、酒人氏との関係についても、再検討の必要が生じてくるのである。

3. 坂田酒人と酒人氏

坂田酒人氏と坂田氏をめぐる議論の中で、従来からほとんど検討されてこなかったのが酒人氏のことである。これは酒人真人（公）氏に関する史料が、きわめて限定されておりその実態が十分に把握できないという事情もあったとみられるが、坂田氏や坂田酒人氏を考えるうえでも、若干の盲点をなしている。

酒人氏に関する所伝は、多くないが、そのすべてが坂田氏と深くかかわっている。『古事記』応神天皇陵の意富富杼王後裔氏族の中に、息長君・坂田君に並んで酒人君がみえることは上述したが、『日本書紀』繼体天皇元年3月条の、后妃に関する記載には、「次、根王女日=広媛-。生=二男-。長日=免皇子-。是酒人公先也。小日=中皇子-。是坂田公先也、」とあって、坂田氏と酒人氏は、文字通り兄弟的な氏族であることを宣明しているのである。そしてこの主張は、後の『新撰姓氏録』にも引き継がれており、右京皇別の坂田真人氏を、「出_レ自_レ謚繼体皇子仲王之後-也」とし、大和国皇別の酒人真人氏を、「繼体皇子兎王之後也」としているのである。そして周知のように『日本書紀』天武天皇13年冬10月己卯朔是日条には、息長公・坂田公ら12氏とともに、酒人公に姓真人を賜わったことがみえているのである。

以上のように、酒人氏は息長氏や坂田氏、中でも坂田氏と密接な関係にあることは間違いないところであるが、従来、この点に論及したものは、意外に、少ないのである。佐伯有清氏も、その職掌が造酒にかかわることについては指摘されるが、その本拠や坂田氏との関係についてはふれられていないし⁽²³⁾、山尾幸久氏は、その居地は大和であろうとし、出自についても、特に根拠は示さず「繼体王子の宮居（在大和か）に摂津東生の酒人の土豪が娘を出して成立し始めた子孫たちなのであろう。」とされている⁽²⁴⁾。わずかに、近年意富富杼王後裔氏族を検討した水谷千秋氏が、後裔8氏のうちに畿内豪族がないという、消極的な根拠から、「元来は近江の豪族だった可能性が強い」とされているが、坂田・坂田酒人両氏との関係については、論及されていない⁽²⁵⁾。

しかし、今回の『二条大路木簡』の発見によって、坂田真人だけでなく、酒人真人・酒人公が、近江国坂田郡上坂郷に居住することが明らかになり、上述の坂田氏と酒人氏の密接な関係が、系譜や政治的事情のみによるものではなく、その根拠や居住地とも深くかかわることが明らかになったのである。そこで問題となってくるのは、酒人氏と同じく近江国坂田郡上坂郷を本拠とし、しかも奈良時代から平安時代にかけて、坂田郡の郡司を連任していた坂田酒人氏との関係であろう。上述

のように直木孝次郎氏や佐伯有清氏は、坂田酒人氏を坂田氏の枝氏と解し、坂田氏の一族の者が、現地において酒人（部）を管掌し、伴となって朝廷に出仕して造酒の業務を担当したことを機縁に、後に坂田酒人氏を称することになったことを想定されているが、単姓の酒人氏について直木氏は、一般論としてはあるが、「元来は複姓の枝氏であったものが独立して、もとの上につけていた本氏の名称を廃したからであろう」とされており⁽⁶⁶⁾、かかる考え方によるなら、酒人氏は本来坂田酒人氏を名乗っていたことになり、両者は同一氏ということになるのである。実際、坂田氏と坂田酒人氏は、支族か別氏かどうかは別として、きわめて密接に関係あったと考えられるし、一方坂田氏と酒人氏も、いわば兄弟的な氏族ともいえる親密な関係にあったわけで、坂田氏を介して、坂田酒人氏と酒人氏は、全く同じ位相を示しているのである。これらの点から私は、坂田酒人氏は、正式には坂田酒人と呼ばれていたが、坂田を略して単に酒人を称した場合もあったのではないかと考える。そして、酒人が坂田酒人の省略とみられる例も、若干ではあるが認められるのである。

まず、さきに検討したように、天平宝字6年8月18日付の「近江国坂田郡上坂郷長解写」などにより、坂田郡における坂田酒人氏には、カバネ真人をもつ郡領クラスのものとかバネ公をもつ郷長クラスのものがあるほか、カバネをもたず、単に酒人を称する三つの階層が確認されたが、さきにふれた『二条大路木簡』で確認された坂田郡上坂郷に居住する酒人氏の場合も、酒人真人氏と酒人公氏のように、二種のカバネのものがあって、全く偶然とは考えられないこと。また、右の「近江国坂田郡上坂郷長解」には、「郷長坂田酒人公田^(僕)校」と署名があり、印判がつかれているが、その印文には「酒人公田校」とあって、坂田は省略されているのである⁽⁶⁷⁾。さらに、天長9年4月25日付「近江国大原郷長解写」には、承和6年3月3日付で郡判が与えられ、郡司の署名があるが、その中に少領外従八位上坂田酒人真人広公の名がみえる⁽⁶⁸⁾。ところが、『続日本後紀』承和6年7月丙申条には、「大和国人酒人真人広公等一烟。改_二本居_一貫_二附右京五条二坊_一」とする記事がみえるのである。ここにみえる坂田酒人真人広公と、酒人真人広公の二人が同一人物である確証はないが、二つの記事の間は四ヶ月余と时期的にも近く、その可能性はかなり高いと考える⁽⁶⁹⁾。

以上の検討によって、史上にみえる酒人真人、酒人公（君）は、坂田酒人と同一氏であって、その複姓を省略したとものであることがほぼ明らかになった。このように理解できるなら、平安時代初期においても、息長氏と並んで近江国坂田郡の伝統的な有力豪族として、国家からも承認を得ていた坂田酒人氏が、すでに『古事記』・『日本書紀』に始祖系譜を残す氏族であることが明らかになり、その来歴をさらに遡及して確認することが可能になったと考える。そして、それと同時に坂田氏との関係についても、一応の見通しをつけることができるのではなからうか。すなわち、奈良・平安時代初期の、近江国坂田郡における両氏の勢力は明らかに坂田酒人氏のそれが上廻っていることは、さきにみた通りであるが、酒人氏と坂田酒人氏を同一氏とみることによって、『古事記』・『日本書紀』の始祖系譜や、いわゆる天武八姓の真人賜姓においても、坂田氏に遜色ないことになり、両者は少なくとも対等の関係にあったことが指摘できるのである。そして、『日本書紀』と『新撰姓氏録』にみえる系譜記事が、この問題に関連して、更めてクローズアップされてくるのである。すなわち、いづれの場合も、酒人氏を兄の菟皇子の、坂田氏を弟の中皇子の後裔としており、在地における両者の力関係を反映したものとも考えられる。そもそも『日本書紀』・『新撰姓氏録』

の始祖系譜は、『古事記』の意富富杼王後裔系譜の存在を知った上で主張されており、坂田氏と坂田酒人氏の独自の主張であったと考えられる⁽³⁰⁾。そしてこの系譜には、山尾幸久氏も指摘されているように、実際に継体の皇子が、坂田氏の前身となる豪族に入婿したことによって、坂田氏そのものが成立したといった事情を想定され⁽³¹⁾、そのように考えられるなら、従来いわれているように、坂田酒人氏が坂田氏の支族などではなく、逆に坂田酒人氏こそ、坂田郡北部における中心的な勢力であったと考えられるのである⁽³²⁾。〔補注〕

おわりに

以上、近年の『二条大路木簡』の発見と関連して、近江国坂田郡上坂郷を本貫地とする坂田酒人氏をめぐる問題について、若干の再考を加えた。その結論について、特に要約するまでもないので、坂田氏と酒人氏（坂田酒人氏）にかかわる『古事記』と『日本書紀』における、始祖系譜のちがいについて、少しふれておきたい。『古事記』の意富富杼王後裔系譜については、『古事記』にみえる応神天皇・継体天皇にかかわる王統譜がそうであるように、息長氏の強い関与によって形成されていることは、周知のところである⁽³³⁾。したがって天武13年の真人賜姓とも深く関わる意富富杼王後裔系譜が、天武朝以降に、皇親氏族の筆頭にあった息長氏によって、統合されて成立したことは間違いないところと考えられる⁽³⁴⁾。これに対し、『日本書紀』の始祖系譜は、上述のように坂田氏と酒人氏の血族の来歴を主張すべく独自に形成されたものであって、両氏の本来の主張であった可能性が強いと考える。そのことが、『新撰姓氏録』においても依然主張されていることは、それをさらに裏付けるとともに、坂田氏と酒人氏が、息長氏の主張に埋没することなく、独自の主張を貫いていることを示している。そのことは同時に、両氏の息長氏に対する対抗意識の存在を強く示しており、考古学的な事実の示すように、息長氏をしのぐ坂田酒人氏のかつての実力を示唆すると考えるのである。このように考えられるなら、『古事記』の意富富杼王後裔同祖系譜の記載においても、宣長の考証したように坂田酒人君とあった可能性も、再考を要すると思われるが、更めて論じることにはしたい。

注

- (1) 大橋信弥『日本古代国家の成立と息長氏』（吉川弘文館、1984年）
- (2) 塚口義信「天之日矛伝説と息長氏」（横田健一先生古稀記念『文化史論叢』（上巻）、創元社、1989年）、辻新太郎「坂田氏と坂田酒人氏」（『息長氏論叢』第5輯、1990年）
- (3) 『平城宮発掘調査出土木簡概報（21）－二条大路木簡1－』（奈良国立文化財研究所、1990年）、『平城宮発掘調査出土木簡概報（24）－二条大路木簡2－』（奈良国立文化財研究所、1991年）
- (4) 『平城宮発掘調査出土木簡概報（24）－二条大路木簡2－』（前掲）、なお「二条大路木簡」の性格については、奈良国立文化財研究所編『長屋王邸宅と木簡』（吉川弘文館、1991年）を参照
- (5) 上坂郷は「二条大路木簡」に、「上坂田郷」と散見されるように、坂田と呼ばれた地域を上下に分割したとみられ、現在でも長浜市東・西上坂町・下坂町に、その名が残されている。上坂郷は長浜市下坂町との位置関係からみて、東上坂・西上坂・垣籠・堀部・伴多・春近・新栄・南小

足付近に比定され（『滋賀県の地名』、日本歴史地名大系25、平凡社、1991年）、坂田古墳群の分布地域と重なる。

- (6) 『大日本古文書』巻9-642~644、巻25-334、後者の文書は、天平宝字5・6年の石山寺造営にかかわるもので、造東大寺司が直轄するこの事業に、天平19年聖武天皇が東大寺に施入した坂田郡の封戸を充当したものである。この時には、東大寺領坂田庄の大菩薩料の地子米も、造営費用とされており、「二条大路木簡」から知られる、長屋王家と坂田郡上坂郷との結び付きとともに、坂田郡と中央との密接な関係がうかがえる。
- (7) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇第1（吉川弘文館、1981年）
- (8) 『平安遺文』巻1-53、巻1-54、巻1-60
- (9) これらの文書は、もともと奈良東大寺に伝わっていた一連の売券で、近江国浅井郡湯次郷戸主の臣吉野の戸口中嶋茂枝子咩（中嶋連大刀自咩）が、近江国坂田郡大原郷の田畠を買得したことを示すものである。これらの売券についてふれたものは少なくないが、主要なものとして、仲森明正「律令制的行政秩序と土地『売買公券』」（『ヒストリア』92、1981年）、加藤友康「8・9世紀における売券について」（『奈良平安時代史論集』上巻、吉川弘文館、1984年）、栄原永遠男「『近江国坂田郡大原郷長解』について」（『日本歴史』497、1989年）などがある。
- (10) 『平安遺文』巻1-33、なお坂田郡の穴太村主氏をはじめとする志賀漢人一族の動向については、別稿を用意している。
- (11) 佐伯有清「新撰姓氏録の成立」（『新撰姓氏録の研究』研究篇、吉川弘文館、1963年）、佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇 第1（吉川弘文館、1981年）
- (12) 山尾幸久『日本古代王権形成史論』（岩波書店、1983年）
- (13) 諸本の異同については、高木市之助・富山民蔵『古事記総索引』本文篇（平凡社、1974年）
- (14) 本居宣長『古事記伝』34之巻（『本居宣長全集』第12巻、筑摩書房、1974年）
- (15) 直木孝次郎「人制の研究」・「複姓の研究」（『日本古代國家の構造』、青木書店、1958年）
- (16) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇第1（前掲）
- (17) 山尾幸久『日本古代王権形成史論』（前掲）
- (18) 佐伯有清、山尾幸久、前掲書
- (19) 現在のところ、史料的に坂田郡における息長丹生氏の存在は確認されていないが、一方中央における同氏の活躍は著しい。この点については、平野邦雄『大化前代社会組織の研究』（吉川弘文館、1969年）、村山光一「大化改新前夜における息長氏の政治的役割」（『史学』44-3、1967年）
- (20) 水谷千秋「意富富杼王後裔氏族の研究」（日野昭博士還暦記念『歴史と伝承』、永田文昌堂、1988年）、辻新太郎「坂田氏と坂田酒人氏」（前掲）。本来的な同祖系譜を、在地における地域的結合関係から変更した例を聞かない。後述するように、『古事記』・『日本書紀』における同祖系譜の統合・形成過程と検討する必要があるのではないか。
- (21) 『平城宮発掘調査出土木簡概報（21）-二条大路木簡1-』（前掲）、『平城宮発掘調査出土木簡概報（24）-二条大路木簡2-』（前掲）

- (22) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(24) - 二条大路木簡2 -』(前掲)
- (23) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇、第1(前掲)
- (24) 山尾幸久『日本古代王権形成論』(前掲)
- (25) 水谷千秋「意富富杼王後裔氏族の研究」(前掲)
- (26) 直木孝次郎「人制の研究」(前掲)
- (27) 『大日本古文書』巻25-334
- (28) 『平安遺文』巻1-53
- (29) 酒人真人氏が近江国坂田郡にかかわる氏族であることをうかがわせる史料としては、ほかに『日本後紀』弘仁3年8月庚寅条の次の記載がある。「庚寅。上野介從五位下息長真人家成。大掾正六位上酒人真人人上等免。以令郡司私役百姓也」とするもので、息長・酒人両氏の親密度を物語るのではなかろうか。
- (30) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇、第1(前掲)、水谷千秋「意富富杼王後裔氏族の研究」(前掲)
- (31) 山尾幸久『日本古代王権形成史論』(前掲)
- (32) 大橋信弥『日本古代国家の成立と息長氏』(前掲)、近江国坂田郡北部の上坂郷域に分布する坂田古墳群の被葬者については、坂田氏の前身氏族で、若沼毛二俣王・意富富杼王系の一族とする見解もあるが(塚口義信「天之日矛伝説と息長氏」、前掲)、私は本文に指摘した点などから、依然として坂田酒人氏ないし、その前身氏族の可能性が高いとみている。
- (33) 吉井巖「応神天皇の周辺」(『天皇の系譜と神話』、塙書房、1967年)、大橋信弥『日本古代国家の成立と息長氏』(前掲)
- (34) 水谷千秋「意富富杼王後裔氏族の研究」(前掲)

〔補注〕

前稿(『日本古代国家の成立と息長氏』)において私は、坂田酒人君氏が早い段階から大和政権との間に結託関係を結んでいたことを、そのウジ名に含まれる「酒人」を手がかりとして論及した。その際にも、その一つの根拠として「酒人」がいわゆる「人制」にかかわるものではなく、部民制に先行する負名氏の制にかかわることを臆測したが、この点を若干補充すると思われるのは、『古事記』景行天皇段にみえる景行皇子神櫛王の後裔氏族、木国之酒部阿比古と宇陀之酒部両氏のことである。このうち前者は、紀伊国名草郡に本拠を置く酒部公が、後者についても『新撰姓氏録』に、「神櫛別命の後」とある、右京皇別・和泉国皇別の酒部公が後身と考えられている(佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇第二)。したがって、このように理解した場合、木国之酒部阿比古→酒部公、宇陀之酒部→酒部公という変化が確認され、坂田酒人君の由来についても、示唆を与えてくれる。すなわち、前者の氏姓に含まれる阿比古は、従来より大和政権の古い官職的カバネとされるものであり(直木孝次郎「阿比古考」、『日本古代国家の構造』所収)、酒部そのものも、「部制」導入以前は酒人と呼称されていた可能性が高いと考えるなら、坂田酒人君の氏族的来歴の古さを裏付ける一例とすることもできよう。

編集後記

本号には9編の論考を掲載することができた。第4号が協会設立20周年記念ということもあり、多くの論考が寄せられたため、本号には1篇の原稿も集まらないのではないかと編集者の杞憂が一蹴されたことに安堵感と喜びを覚えた。これはひとえに職員各自の日々研鑽の賜ものであり、それぞれが発掘調査のみに忙殺されることなく小さな研究者としての責務を全うしたことの何よりの証しとして評価されるものであると考えられる。次号以降もより多くの方々からの投稿を期待する次第である。

編集者

平成4年3月

紀要 第5号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
Tel(0775) 48 9780・9781

印刷 中西印刷株式会社
京都市上京区下立売通小川東入ル
Tel(075) 441-3155 Fax(075) 441-3159